



Bookmark

Go to: http://www.ecpat.net/childpoinbook.html

What's Related



危険はどこにあるか？

子ども搾取者がよく利用するソフトは
その他にどのようなものがあるか？

暗号ソフト

暗号ソフトはファイルやメッセージに鍵を掛けるものである。暗号化されたファイルを読むことができるるのは、同じ暗号ソフトを使っているかファイルを開くために必要なパスワードを知っているかしているユーザーだけである。ファイルを開くために普通用いられるのが、いわゆる「鍵」——それは、ランダムに選択された数字に基づいている場合もある——である。普通に入手可能な暗号パッケージとしては、様々なものが数多くある。暗号ソフトはガレージの電動扉からATM（現金自動預払機）に至るまで多くのコンピュータ・プログラムに組み込まれている。

いくつかの国においては、暗号ソフトの「鍵の預託」を義務化する試みがなされている。鍵の預託に関する計画は様々であるが、それらの下では、暗号ソフトの製造者又はユーザーが政府又は指定された「第三者」にソフトの鍵を預け、司法職員がいかなるファイルでも読むことを可能にする。

鍵の預託を支持する人々は、法執行機関が職務を適切に遂行する上で暗号鍵へのアクセスが不可欠であると考えているが、これに反対する人々の多くは、預託制度が濫用されることを危惧している。このような計画に対する批判においては、人的エラーや制度の濫用の可能性があることや、計画に技術的な問題点が内在していることが指摘されている¹。最近、中国政府は、暗号ソフトの鍵を同政府に預けることを求めた。

¹ The Risk of Key Recovery, Key Escrow, & Trusted Third Party Encryption, A Report by an Ad Hoc Group of Cryptographers and Computer Scientists, Hal Abelson and Whitfield Diffie, et al. を参照 (<http://www.cdt.org/crypto/risks98/>)。



Bookmark

Go to: http://www.ecpat.net/childpornbook.html

What's Related



グラフィックス／モーフィング・ソフト

デジタル技術はポルノを「家内産業」にすることを助けている。安価なスキャナがあれば、誰でも写真をウェブ上に載せたり、他の人に電子メールで送ったりすることができます。

デジタル・グラフィックス・ソフト（「Photoshop」、「Illustrator」、「Microsoft PhotoEditor」など）を使って写真を変えることもできる。写真をスキャナでコンピュータに取り込んでしまえば、このような画像編集プログラムを使って何枚かの写真を1つにしたり、写真を歪めたりして、1度も存在したことのない現実を信憑性ある画像として生み出すことが可能である。このように歪めたり、変えたりすることは「モーフィング」と呼ばれる。

子どもの搾取や子どもポルノに関する法律の多くは、実在の子どもと実際に起こった出来事の描写のみを対象としているため、公判で被告は、モーフィングされた写真はたとえどんなに不快なものであっても、実在の子どもや実際に起こった状況を写したものではなく違法ではないと主張するかもしれない。しかし、イギリスなど、いくつかの国においては、人工的な又はモーフィングされた子どもポルノ写真も違法とされており、それらは現実の描写と全く同様に扱われている。

日本の「子ども買春・子どもポルノ禁止法」は実在する子どもの姿態の描写を対象としている。ただし、このような「合成写真」（いわゆる「コラージュ写真」）についても、実在する子どもについてその身体の大部分が描写されている場合には、そこに描かれた子どもの姿態は実在する子どもの姿態に該当し、違法とされることがある。





Bookmark

Go to: <http://www.ecpat.net/childpornbook.html>

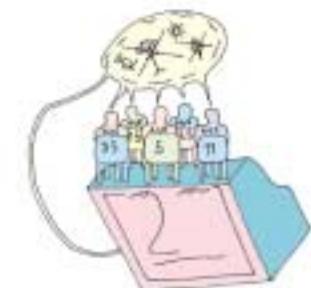
What's Related



なぜ子ども搾取者は新しい技術を好むのか？

子ども搾取者が新しい技術を好む理由は、他の人々と同じである—コミュニケーションを、特に、遠く離れた人との間で取ることが新しい技術によってより簡単に、より速く、より安くできるようになったからである。

「コンピュータ普及以前は、子どもポルノ頒布者は郵便や地下の流通ネットワークを利用していた。素材を取引したり、交換したりするためには、消費者と頒布者は実際にお互いを知っている必要があった。しかし、インターネットによって、子どもポルノは誰もが簡単にアクセスできるようになった—子どもポルノは瞬時に目の前に現われる所以である。」¹



子ども搾取者はインターネットを使って自らの信念を確かめている。ネット上で同じ価値観を持つ他人を見付けることで、彼らは自分が何を悪いことをしていないという信念を強め、合理化し、正当化する。また、彼らは他の人々に対して活動に加わるよう促しており、情報を交換したり、「ネットワーク」に引き込んだりするためにチャットルームで仲間を見付けようとする。

子どもポルノを探す者は、インターネットを利用して瞬時に満足を得ることができる。新しい写真が郵便で届くのを待つ必要はなく、その場でダウンロードすることが可能である。子どもたちと会いたいと望む者はオンラインのチャットルームで網を張り、しばしば子どもたちの信用を得るために自らも子どもであるふりをする。

また、インターネットは子ども虐待者がグローバルに触手を伸ばすことを容易にしている。ある事件では、モスクワに置かれたサーバーから子どもポルノ画像5万点が発見されたが、それはアメリカから電子メールで指示を受けていた。サーバー所有者は画像をパスワードで保護し、ダウンロードする者に月100米ドルを課していた。

子どもを搾取する者は他のあらゆる犯罪者と同様、インターネットの匿名性を好む。彼らはチャットルームでのハンドルネーム、偽の電子メール・アドレス、そして追跡に必要な情報を電子メールから削除するソフトといったものを使うことで、足跡を隠し、訴追を免れようとする。また、インターネットの国際的な性質を利用し、子どもポルノや子どもの保護に関する法律が緩い国や管轄区域に置かれたサーバーにウェブサイトを開設し、ファイルを蔵置している。

1 Innocence Exploited: Child Pornography in the Electronic Age, Canadian Police College, R.C.M.P., May 1998.



海外サーバーを利用した子どもポルノ販売事件

2000年8月に埼玉県警少年課と富山県警少年課などの合同捜査本部は、インターネットを利用して子どもポルノなどのわいせつなCD-Rを販売したとして、大阪市の無職男性（41）を「子ども買春・子どもポルノ禁止法」違反容疑などで逮捕した。この容疑者は、米国のサーバーにホームページを開設して子どもポルノの販売広告を掲載し、メールを通じて購入を希望した客に10歳くらいの女の子たちが作った子どもポルノCD-Rを販売していた。また、契約の際に身元確認が必要ないプリベイドカードで入会できるISPを利用し、捜査が及ぶのを免れていた。

ワンダーランド・クラブ

イギリスの警察は「オーキッド・クラブ」に関与していた男の自宅を捜索し、通常通り、彼のコンピュータ機材を押収した。しかし、彼のファイルを分析したところ、「ワンダーランド・クラブ」に関する証拠が見付かったのである。1998年9月1日、インターポール（国際刑事警察機構）が調整役を務めた捜査によって、「ワンダーランド・クラブ」への関与が疑われる者が12カ国で100人以上逮捕された。100万を超える子どもポルノ画像が発見されたが、一番幼い子は2歳であった。押収された子どもポルノの量は67ギガバイト以上であった¹。

「ワンダーランド・クラブ」は暗号を利用し、サーバーを頻繁に移動することで自衛していた。また、彼らは入会資格を厳しくし、入会希望者を綿密に調べていた。入会するためには、少なくとも1万点以上の子どもポルノ画像を所持している必要があり、その中の多くは独自のものであることが求められた——つまり、メンバーが既に所持しているものとは異なった画像でなければならなかった。メンバーは月100ドル未満の会費で、ポルノ・ファイルと同クラブの会合場所であるIRCチャンネルへのアクセスを認められていた。

買春観光

インターネットは子ども買春観光も助長している。貧困のために性的虐待を行なうことがより容易と思われる国々に関する情報を広めているのである。メキシコや中米でストリート・チルドレンのための活動を行なっている非営利団体である「誓約の家」（Casa Alianza）が行なった調査では、中米において若い相手を求める買春観光客の数が驚くべき伸びを見せていることが明らかになった²。最近イタリアなどの国は、子ども買春観光情報を提供するウェブサイトの運営をはじめとして、未成年者との性的接触を目的とする旅行を組織又は宣伝する者を訴追対象とする法律を導入した³。

1 The sexual abuse of children via the Internet: a new challenge for Interpol, Agnes Fournier de Saint Maur; International Conference Combating Child Pornography on the Internet, Vienna. 29 September–1 October, 1999.

2 <http://www.casa-alianza.org> を参照。

3 Pedofilia, ora c'è una nuova legge, La Repubblica, 30 July 1998
(<http://www.repubblica.it/online/internet/polizia/approva/approva.html>)





What's Related



法的問題

子どもポルノとは何か？

子どもポルノとは何かを理解することは、この問題を取り扱う上で最も難しい側面の1つである。「わいせつな」、「きわどい」といったことに関しては文化ごとに多くの解釈が存在する。文化によっては、「エロチカ」もポルノ的であると捉えられるであろう。

多くの人々にとって子どものポルノ的イメージというものを想像することは難しく、そのため「子どもポルノ」によって何が意味されているのかが理解できない。また、意見の違いを引き起こしている問題には、性的関係に同意できる年齢は何歳なのか、子どもポルノを所持しているだけ（単純所持）で犯罪とすべきなのか、実在の子どもが使われている必要があるのか、モーフィングされた画像はポルノに該当するのか、といったものがある。

インターポールの「子どもに対する犯罪に関する専門家グループ」（Specialist Group on Crimes against Children）は、「子どもポルノは子どもに対してなされた搾取又は性的虐待の結果である。子どもポルノは、子どもの性的行動又は性器に焦点を当てて子どもの性的虐待を描写又は促進するいかなる方法（any means）と定義することができ、印刷及び／又は聴覚素材を含む」としている。

「子どもの売買、子ども買春及び子どもポルノに関する子どもの権利条約選択議定書」は、子どもポルノを「現実の若しくは擬似の露な性的活動に従事する子どもの、いかなる方法でなされりかなる描写、又は性的目的を主としてなされる子どもの性的部位のいかなる描写」と定義している。

子どもポルノは様々な形態で存在し得る。最もよく見られるのが視覚的な子どもポルノであり、それは、現実の若しくは擬似の露な性的活動に従事する子どもの視覚的描写、又は性器のあからさまな開示を意味する。聴覚的子どもポルノとは、利用する者の性的興奮を目的として、現実の又は擬似の子どもの声を用いるいかなる聴覚装置の使用である。また、子どもポルノには性的行為を描写し又は性的興奮をもたらすことを目的として文字だけを用いるものも含まれ得る。



Bookmark

Go to: http://www.ecpat.net/childpornbook.html

What's Related



なぜ子どもポルノが重大な問題であるのか？

ポルノ写真やビデオは大抵の場合、子どもの虐待が行なわれたことの動かし難い証拠となる。子どもを使用するポルノは搾取であり、ポルノ描写の対象とされた者、さらにはそれを見るように強いられた又は誘わされた子どもに対する権力の濫用である。子どもポルノは往々にして子どもの売買と関係している。子どもポルノ製造に使用するために子どもたちが国から国へと売買されているからである。

インターネット上では膨大な量の子どもポルノ画像が入手可能になっている。それは、インターネットによって、画像を制限なく複製したり、難なく伝送したりすることが可能になったからである。インターネットは子どもポルノのコレクションを大きな家内産業に変えたのである。

子どもの虐待を写した写真は識別や収集を容易にするために番号を打ったシリーズとして提供されることもある。収集家はそのシリーズの写真を集めようとする。最近の写真の中には、被写体の子どもの実名が記載されているものもある。また、写真は物語の一部分として使われ、そのストーリーに沿って配置される場合もある。

子どもポルノは虐待者が自らの子どもに対する欲求を正当化する助けとなる。子どもたちは往々にして、あたかもその行為を楽しんでいるかのように、微笑んで行為に従っている素振りをするようにさせられる。

使用された子どもの側には、長期に渡る影響がもたらされる。ポルノを製造した者が訴追されようがされまいが、ポルノ写真は一旦公共領域に持ち込まれたら出回り続ける可能性があり、被写体とされた子どもに永久に取りつくかもしれない。ある。

また、子どもポルノは子どもの抑制を低めたり、ポルノ的なポーズを取った子どもたちの姿を見せてことで、危険な状況に誘い込んだりするための道具として使われることもある。

子どもポルノの単純所持と子どもの虐待との間の関連性は強い。子どもポルノを所持している者の多くが子どもの性的虐待も行なっているということが示されている。



国際的にどのような措置が講じられているのか？



「子どもの権利条約」は、国際、国内及び地方のNGO（非政府機関）や法執行機関がインターネットに関係した虐待から子どもたちを保護するために行なう取り組みの基礎となっている。この条約を批准した政府は、子どもの権利——虐待されない権利を含む——が尊重される法制度を創出する義務を負っている。「子どもの権利条約」は1990年9月2日に発効し、これまでに〔2001年11月現在〕191カ国（ソマリアとアメリカ以外の全国連加盟国）が締約国となっている。



いかなる形態の子どもポルノも子どもの権利の侵害である



このことは世界のほとんどの政府が支持することに同意した「国連子どもの権利条約」に明確に記されている。

「子どもの権利条約」の第34条は次のように記している。



締約国はあらゆる形態の性的搾取及び性的虐待から子どもを保護することを約束する。この目的のために、締約国は特に以下のことを防止するためのあらゆる適切な国内、二国間及び多国間措置を講ずるものとする。

- (a) いかなる不法な性的活動に従事するよう子どもを勧誘し又は強制すること
- (b) 売春その他の不法な性的行為において子どもを搾取的に使用すること
- (c) ポルノ的な実演及び素材において子どもを搾取的に使用すること





Bookmark

Go to: http://www.ecpat.net/childpombook.html

What's Related



過去10年間、世界各国の政府は協調して行動を取るべきであることを認識させられてきた。その結果、1996年8月にストックホルムで第1回の「子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議」が開催された。

この会議では参加した122ヶ国政府が全会一致で「行動アジェンダ」を採択した。

このアジェンダは政府に対して、NGO、政府間機関及び市民社会の関係者と協力して、子ども買春、子どもポルノ及び性的目的での子どもの売買というますます大きくなっている課題に取り組むことを求めている。

子どもの権利条約選択議定書

2000年5月25日、国連総会において、子どもの売買、子ども買春及び子どもポルノの問題に関する「子どもの権利条約」の選択議定書が採択された。

この議定書は「子どもの権利条約」に盛り込まれた措置のいくつかを拡張するものである。議定書は、1999年にウィーンで開催された「インターネット上の子どもポルノとの闘いに関する国際会議」で表明された懸念をはじめとする特定の課題を考慮に入れている。

議定書の規定に基づき、批准国は子どもの性的搾取目的で行なわれる子どもポルノの製造、頒布、流布、輸入、輸出、提供、販売又は所持が犯罪となることを確保しなければならない。以上の行為のいずれかの未遂又はこれらの行為のいずれかへの共犯若しくは関与も批准国の刑事法において処罰対象としなければならない。

犯罪が国内的なものであると国際的なものであるとに関わらず、また、個人によるものであると組織的なものであるとに関わらず、議定書の対象とされている。

この議定書は10カ国が批准した時に発効する。



Bookmark

Go to: http://www.ecpat.net/childpornbook.html

What's Related



主要な法的問題は何か？



法律の違い



インターネット上の子どもの性的搾取を訴追する上で最も難しい側面の一つが各国間での法律の違いである。子どもの定義は何か、何が子どもポルノに当たるのか、どのような形態が対象となるのか、行為が明白に行なわれることが訴追の要件となるのか——それとも、意図だけで十分なのか——といった点について国ごとに異なるのである。また、単純所持が犯罪かどうか、実在の子どもが使用されている必要があるのかなどについても違いがある。法律の調和がなされなければ、犯罪者は子どもの虐待や子どもポルノに関して限定的な法律しかない管轄区域に逃げ込もうとし続けるであろう。

例えば、日本は子どもポルノを定義し、颁布、販売及び陳列を処罰する法律を1999年5月にようやく制定した〔施行は同年11月1日〕。この新しい法律が制定されるまでは相当量の子どもポルノが日本から出回っており、今でもそうである。また、ドイツの警察がホットラインに寄せられた苦情を分析したところ、ホットライン・ホームページに寄せられた苦情の81%についてはドイツ又は外国の法律に抵触していないために対応することができなかつたことが明らかになった。ドイツのホットラインに通報のあったインターネット関連事件の50%は外国における捜査が必要なものであった¹。

子どもの虐待や子どもポルノが訴追されることを世界中で確保するために各国間で法律を調和させる必要があるが、最も重要なことは、インターネット上で子どもを巻き込んで行なわれる犯罪活動に対処するために既存の法律を活用することである。技術進歩が速いために、インターネットに特化した法律はすぐに時代遅れになってしまふかもしれないからである。



管轄



インターネットは国際的なものであるが、インターネット上の活動を規制する当局は国単位である。彼らは州レベルまでしか権限を与えられていない場合もある。

¹ Combating Child Pornography on the Internet, Holder Kind, International Conference Combating Child Pornography on the Internet, Vienna. 29 September–1 October, 1999.



Bookmark

Go to: http://www.ecpat.net/childpornbook.html

What's Related



国際的な活動に対する管轄の決まり方は様々である。犯罪がどこで行なわれたかによる場合もあれば、被害がどこで発生したかによる場合もある。インターネットを介した子どもポルノの伝送はしばしば管轄の問題を生じさせる。その素材がどこから送られてきたかや被害がどこで発生したかを特定することが不可能な場合があるからである。

子どもの虐待又は搾取事件の場合、管轄区域や法律によっては犯罪者がその管轄区域内にいることが求められるし、犯罪者がその領域内にいることと犯罪がそこで行なわれたことの両方が求められることもある。さらに、被害に遭った子どもがその領域内にいることだけを要件としていることもある。

しかし、多くの国の法律は、その国の国境の外で子どもに対して犯罪を行なった自国民〔国外犯〕を訴追することを可能にしている。インターネットの不法で有害な利用に関わる管轄上の問題に対応するために特別な法律を編み出した国もある。ニュージーランドは子どもポルノの所持について厳しい責任を課しており、それによって意図や発信元を立証するという難しい問題を回避している。

欧洲評議会は「国際サイバー犯罪条約」の採択に向けて作業を進めている。草案は2000年中にまとめられる見込みである。新条約の批准は全ての国に開放されることになっている。この条約は管轄を巡る問題のいくつかに答えを出すものとなるであろうし（例えば「責任を負うのはどの国か」「どの国の法律が適用されるのか」など）、各国間の司法共助をより迅速で簡潔なものとするであろう。〔訳注：この条約は2001年11月8日に採択され、日本は同23日に署名した。〕

なお、日本の「子ども買春・子どもポルノ禁止法」では、子ども買春や子ども買春の周旋、子どもポルノの頒布、販売、公然陳列、製造、運搬などについて、国外犯を国内犯と同様に処罰する規定がある。

日本初の国外犯適用事犯

2000年11月に神奈川県警少年課と南署は、東京都の書籍販売会社「コネクション」を経営する男性（51）ら同社社員3人を「子ども買春・子どもポルノ禁止法」違反の容疑で逮捕した。これは、同法の国外犯規定を適用した日本初のケースである。同県警はインターネットを通じ、タイ政府に捜査協力を依頼し、被害者の女の子を特定した。同容疑者らは1999年12月に、タイのチェンマイ県のホテルで、当時高校生だった同国16歳と17歳の女の子をヌードにしてビデオで撮影し、また、同様に女の子たちを撮影した子どもポルノを同年11月から12月にかけて、インターネットや宅配を利用した通信販売などで福島県の男性ら3人に1巻1万円で販売した。販売したビデオや写真集は、同法に抵触するのを免れるため「18歳」と広告し、外国人の女の子たちには日本人の名前をつけて販売していた。逮捕前同容疑者は、毎日新聞の取材に対して、「児童愛好は治らない病気。だから児童ポルノは必要で、自分たちはカウンセラーのような存在。親の承諾は得ているし、女の子が嫌がる場合は撮影はストップしている」と話したという。

（出典：http://www.mainichi.co.jp/digital/netfile/archive/200011/07-1.html）



形態

ほとんどの国ではポルノに関する一般法が子どもポルノにも適用されるが、視覚媒体のみがポルノと定義されている国もある。音声や、文字又は音声が収められたCDはポルノとみなされないのである。また、ほとんどの法律が書かれた時点では、インターネットを介してリアルタイムに画像を伝送する形態は生まれていなかった。

それぞれの国の法律が異なった形態を対象としているという問題に答えるために、現在提案されている国際条約〔サイバー犯罪条約〕は犯罪の最も重要な要素を定義付けている（独自の（*sui generis*）犯罪化）。

この規定の目的は、子どもの身体的及び道徳的福祉を保護することである。子どもポルノは「性的に露な行為に従事する未成年者〔原則として、18歳未満の者〕の、コンピュータ・システムを手段としてなされたいかなる描写」を意味する。この条約は、条約に沿って各国の法律を調和させる義務を課し、少なくとも最低限のレベルの保護については合意を確保するものとなる。

日本の場合、子どもポルノとは「写真、ビデオテープその他の物」、即ち何らかの「有体物」を記録媒体とする物になる。電磁的な画像データそのものは「無体物」であるため、データ自体は子どもポルノに該当しない。但し、子どもポルノに係る画像データが記録されたフロッピーディスクやハードディスク、CD-ROMやMO、DVDなどの有体物は「その他の物」に該当する。また、筆記文書は子どもポルノに当たらない。絵については、実在する子どもの姿態を描写したものと認められる場合は子どもポルノに該当する。

所持を犯罪とすることがなぜ重要なのか？

子どもポルノの単純所持を刑事犯罪とすることが重要な理由はいくつかある。警察が子どもが性的に虐待されたかどうかが分からぬ場合があるが、その子どものポルノ画像が見付かれば虐待が実際にに行なわれたことを確認できる。

家、オフィス又はコンピュータの搜索で発見された子どもポルノがきっかけとなって警察が行方不明の子どもを見付けられることが多い。また、子どもポルノが見付かれば、摘発を免れていだ子ども虐待者を有罪とする証拠を得ることができる。

子どもポルノを持っているだけで犯罪としてはならないと主張する人たちもいる。しかし、子どものポルノ画像1つ1つがその子どもに対する犯罪となっているというのが事実である。画像の所持者は盗品の受領者のようなものである。虐待の記録に対する「市場」を彼が提供しなければ、その虐待は起こらなかつたであろう。また、子ども虐待者と関わる取り組みをしている専門家は、子どものポルノ画像を所持している者は自身が虐待者であるか、子どもを虐待したいと考えている者であると述べている。よって、所持は司法・警察当局以外に許されてはならない。

日本の現行法では、頒布、販売、業としての貸与又は公然陳列を目的とした子どもポルノの所持については処罰されるが、子どもポルノの単純所持については禁じられていない。



Bookmark Go to: http://www.ecpat.net/childpornbook.html

What's Related

子どもとは誰のことか？

「子どもの権利条約」が18歳未満の全ての者を「子ども」と定義しているにも関わらず、子どもの定義は国によって、連邦国家では州によってさえ大きく異なっている。子どもの定義は年齢によるものもあるが、性的成熟の程度によるものもある。ほとんどの定義では子どもの法的年齢を13歳未満から18歳未満に設定している。管轄区域によっては、子どもポルノ事件の訴追において子どもの年齢を特定することは求められない。これらの管轄区域では、子どもであるという印象が与えられれば十分なのである。

欧州評議会の「子どもポルノに関するサブグループ」は、子どもポルノ法では、実在の未成年者、未成年者に見える者又はそのように描写されている者、そして、未成年者の人工的又はモーフィングされたイメージを対象とすることを提案している。

日本の「子ども買春・子どもポルノ禁止法」では、子どもは「18歳未満の者」と定義されている。



ポルノのいかなる側面が犯罪とされているのか？

犯罪化されている子どもポルノの側面としては、所持、保存（ストック）、販売、頒布、輸出、輸入、頒布の意図、子どもの虐待を描写する又は促す意図、供給、又は以上の行為の幇助などがある。管轄区域によっては支払いがなされたかどうかが重要となるが、そうではない所もある。インターネットに特化して子どもポルノに対応する法律を導入した国もある。

日本では、子どもポルノの頒布、販売、業としての貸与及び公然陳列、また、これらを目的とする子どもポルノの製造、所持、運搬、日本への輸入・輸出及び外国への輸入・輸出が違法とされている。なお、インターネットに特化した子どもポルノ禁止法は制定されておらず、「子ども買春・子どもポルノ禁止法」がインターネットを利用した子どもポルノ犯罪に適用される。





表現の自由についてはどう考えるか？



表現の自由についての権利があるのだから子どもポルノを所持したり、それを他の人と交換したり議論したりする権利があるのだと主張する人たちが存在する。インターネット上の意見の広がりを最大限に保障するためには情報の自由が必要であるが、子どもの性的虐待、子どもポルノ及びペドフィリアは現実世界で起こるものであれオンラインで起こるものであれ、いかなるコミュニティでも許容されてはならない。技術が進歩したからというだけで社会的価値は変化しない。



表現の自由は絶対的な権利ではない。「市民的及び政治的権利に関する国際規約」は制限を課されたり、損なったりされることがあり得ない権利をいくつか示しているが、表現の自由についての権利はそこに含まれていない。実際、同規約第19条は表現の自由についての権利を次のように規定している。



- 1** すべての者は、干渉されることなく意見を持つ権利を有する。
- 2** すべての者は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。
- 3** 2の権利の行使には、特別の義務及び責任を伴う。したがって……一定の制限を課すことができる。ただし、その制限は、法律によって定められ、かつ、次の目的のために必要とされるものに限る。
 - (a) 他の者の権利又は信用の尊重
 - (b) 国の安全、公の秩序又は公衆の健康若しくは道徳の保護

この規定は国際法上、表現の自由は絶対的なものではなく、性的虐待やプライバシーの侵害から保護されるという子どもの権利との間でバランスを取らなければならないということを示している。



Bookmark

Go to: http://www.ecpat.net/childpornbook.html

What's Related

アメリカ憲法修正第1条とモーフィングに関する懸念

1999年12月17日、アメリカ・サンフランシスコの控訴裁判所は、アメリカの「1996年子どもポルノ保護法」の中の、コンピュータで製作された子どもの写真と見えるだけの性的画像に適用される条項について、憲法修正第1条で定める言論の自由についての権利を侵害するものであるとして無効を宣告した。この判決は他の連邦控訴裁判所の判決と矛盾するものであり、連邦最高裁判所で審理されることが見込まれる。

この判決は、「モーフィングされたコンピュータ画像が特定可能な子どもの一部である」場合には、「同条項は執行可能である」とも述べているが、捜査担当者は、事件が陪審に掛けられた時にこの判決が「合理的な疑い」を提示するために利用されるのではないかと恐れている。1999年には、FBI（連邦捜査局）はおよそ1125件のインターネット関連の子どもポルノ犯罪を立件しており、これは1998年の2倍以上の数字であった。





Bookmark

Go to: http://www.ecpat.net/childpoorbook.html

What's Related

シャープ事件：表現の自由の問題？

引退した都市計画者であるジョン・シャープは裸の男の子たちの写真と子どもに関するショート・ストーリーを所持していたとして逮捕された。彼は自ら弁護を行なって、子どもポルノ所持の容疑に対して表現の自由とプライバシーの権利の侵害であるとして争い、これまでのところ2つの公判で勝利を収めている。

検察側は判決を不服としてカナダ最高裁判所に上告しているが、このシャープ事件は子どもポルノが違法となるためには実在の子どもが描写されていなければならないのかどうかという争点を巡る議論を浮き彫りにするものである。また、カナダ憲章上の権利（憲法上の権利）が子どもの保護の必要性に優越するものであるかどうかも焦点となっている。下級審の判決に反対する人の中には、最高裁判所が子どもポルノの所持を禁ずる法律の無効を宣告したら、カナダは世界中の子ども搾取者が子どもポルノを蔵置する基地となってしまうと感じている人たちもいる。

国際エクパット、「国境を超えて」（エクパット関連団体）、エクパット・カナダその他のNGOはこの事件において訴訟参加人の資格を与えられた。これによって、彼らが最高裁判所判事の前で弁論を行なうことが認められた。この事件の根底にある問いは、子どもを虐待することなく製造されたかもしれない、出版、頒布又は販売もされていない可能性がある子どもポルノの単純所持が、それを違法とするに足るだけの害を子どもたちに及ぼす可能性があるのかどうかということであった。

訴訟参加人は子どもの権利が大人の権利より優先されると捉えていた。彼らはカナダにも拘束力が及んでいる「子どもの権利条約」の第3条を引き合いに出した。同条は子どもの最善の利益が子どもに関わる全ての活動において第一義的に考慮されるとしている。彼らは性的搾取及び虐待から保護されるという子どもの権利は、大人が子どもポルノの所持を通して享受する表現の自由についての権利に優越すると主張した。判決は2000年に下される見込みである。

